

## グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務料金表（課税対象）

株式会社 確認サービス

1. 業務区域 : 日本全域
2. 対象建築物 : 新築の一戸建ての住宅及び共同住宅等
3. グリーン住宅ポイント対象住宅証明依頼を単独申請（他機関で建築確認等を申請）する場合は、表内の料金×1.5の額とします。
4. 変更グリーン住宅ポイント対象住宅証明依頼をする場合の料金は、下記の表内の価格とします。ただし、軽微な変更の場合を除きます。
5. 証明書の再発行の料金は1枚につき5,000円（税込）とします。

## ◆注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入（一戸建て、共同住宅の一住戸単位）

※価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-1)

(税込) 単位：円

基準		料金
断熱等性能等級4 かつ 一次エネルギー消費量等級4以上	一次エネルギー消費量計算が、 当社の参考仕様と同一の計算方法の 場合【床暖房なし】※1	33,000 ※3
	上記以外	41,000 ※3
一次エネルギー消費量等級4以上のみの審査 ※2	一次エネルギー消費量計算が、 当社の参考仕様と同一の計算方法の 場合【床暖房なし】※1	10,000
	上記以外	16,000

※1. 「参考仕様と同一の計算方法」は、当社ホームページ「申請書式一覧」をご確認ください。

※2. 当社で交付された適合証等（適合証明書（フラット35）、住宅性能評価書、住宅証明書、BELS）により、断熱等級4に適合していることが必要となります（電子申請の場合は適合証等の添付により図書省略可）。

※3. 断熱等性能等級の外皮計算に「外皮面積等を用いない外皮計算」を用いた場合は、一律10,000円を減額した額となります。

## ◆賃貸住宅の新築（オーナー住戸、又は非住宅部分を有する賃貸住宅は対象外）

※価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-2)

(税込) 単位：円

基準	料金
・建築物省エネ法に基づく住宅トップランナー制度の賃貸住宅に係る基準の審査※4	設計住宅性能評価の共同住宅等の必須のみと同じ料金とします。

※4. 当該共同住宅等が基準省令第1条第1項第2号イ(1)（いわゆる外皮性能）に適合すること、及び当該共同住宅等のBEI（設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）で除したものをいう）が0.9以下であることの審査です。